

**江東区保育園ナビゲーター業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 委託予定業務件名**

保育園ナビゲーター業務委託

**2 事業の趣旨・目的**

江東区では、保育ニーズの高まりを受けて、平成30年1月から、専門的な知識を有し、保育施設の情報収集を行い、適切な保育サービスを案内する「保育園ナビゲーター」を設置している。令和5年度以降も本事業を継続して実施するにあたり、最も適した者を公募型プロポーザル方式で選定するため、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

**3 委託期間**

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで（令和8年3月31日）更新することができる。決定事業者において、契約内容に反する行為等があった場合、そのほか事業者の責めに帰すべき理由により、契約内容の履行が不可能と区が判断した場合には、次年度以降の契約を締結しない場合がある。

**4 委託業務内容**

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 窓口等での個別相談・申請受付
- (2) 保育施設の情報収集・提供
- (3) 待機児童へのアフターフォロー
- (4) 出張相談会の実施
- (5) 動画及び資料の作成
- (6) 園及び保護者あて通知発送業務
- (7) 電子化端末のインデックス業務

詳細は別紙1「保育園ナビゲーター 仕様書」のとおりであるが、詳細な業務内容等について、委託事業者選定後に、双方協議の上、仕様を定める。

**5 委託上限額**

次の参考価格を上回らない金額で見積りを提示すること。

【令和5年度】 44,456,500円(税込)

ただし、本事業の実施及び予算額については、令和5年第1回区議会定例会における令和5年度当初予算の議決を前提としているため、変更する可能性がある。

## 6 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和2年度から令和4年度までの間に、地方公共団体での類似する業務の受託実績があること。
- (2) プライバシーマーク、ISMS、ISO9001、のいずれかの認証を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 東京都内または近県（千葉県、埼玉県または神奈川県）に事業所（支店を含む）を有すること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (6) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (8) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

## 7 参加手続き

### (1) 提出書類

参加希望事業者は、提出期限までに下記の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式任意、自社作成済みのもので可。）
- ③ 財務諸表（直近3か年分。様式任意、自社作成済みのもので可。）
- ④ 企画提案書（別紙2「企画提案書記載内容について」を参照の上、作成すること。）
- ⑤ 見積書（様式任意。令和5年度分。消費税額を「含む」金額を記載するとともに、積算内訳を併せて記載すること。あて先は「江東区こども未来部長」とする。）
- ⑥ 他自治体受託実績書（様式2。4件以内で、発注者・業務内容・請負金額・契約期間・担当者等を記載すること。多数ある場合は最近受注した案件から記載すること。）
- ⑦ プライバシーマーク、ISMS、ISO9001のいずれかの認証を有していることがわかるもの。

(2) 様式、提出部数など

書類	様式	部数	提出期限
① 参加表明書	様式1	1部	令和5年1月6日 (金)までに提出
② 会社概要書	任意	8部	
③ 財務諸表	任意	1部	
④ 企画提案書	任意	8部	
⑤ 見積書	任意	正本を1部、写しを7部	
⑥ 他自治体受託実績書	様式2	8部	
⑦ プライバシーマーク等の 証明書類	任意	1部	

(3) 提出上の留意事項

- ・企画提案書は任意の様式とする。原則A4版縦型（横書き）で作成し、片面印刷20枚までとする。ただし図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えない。
- ・提出書類作成に係る費用は、参加者の負担とする。
- ・事故等防止のため、下記の提出先まで持参すること。

【提出先】江東区役所こども未来部保育課入園係（本庁舎3階12番窓口）

江東区東陽4-11-28

受付時間は、午前9時から午後5時までとし、土日祝日を除く。

- ・書類提出後、追加の資料提出、書類の補正等を求める場合がある。
- ・企画提案書の内容で仕様確定とするものではない。

(4) 提出期限

令和5年1月6日（金）午後5時 必着

- ※ 提出期限内に限り、提出した書類の変更・再提出を可とする。なお、変更・再提出の際は、資料一式を必要部数持参すること。

## 8 選定方法・審査結果

(1) 第1次審査（書類審査）

参加者が3社を超えた場合、提出書類について書類審査を実施し、上位3社程度を第一次審査通過者として選定する。審査の結果は、全ての審査対象者に対してメールにより通知する。

第1次審査の結果は、令和5年1月17日（火）までに全ての参加事業者へ電子メール及び後日書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

なお、参加資格を満たした参加事業者数が3社に満たない場合には、一次審査は全員通過とし、その旨を令和5年1月17日（火）までに参加事業者へ電子メールにて通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。1事業者あたり45分（プレゼンテーション30分、ヒアリング15分）程度とし、参加人数は3名までとする。なおプロジェクターは江東区にて準備を行うが、ノートPC等は必要に応じて持参すること。

### (3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(1)(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ いずれの参加事業者も、二次審査の得点が総評価点の6割に満たない場合は、契約候補事業者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 主なスケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和4年12月6日（火）
質問受付締切	令和4年12月20日（火）午後5時
質問回答日	令和4年12月23日（金） 予定
参加表明書等の提出締切	令和5年1月6日（金）午後5時
第一次審査結果通知	令和5年1月17日（火） 予定
第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年1月25日（水） 予定
第二次審査結果通知	令和5年2月2日（木） 予定

## 10 実施要領等の内容についての質問及び回答

- (1) 質問方法：質問がある場合は、令和4年12月20日（火）午後5時までに、質問書（様

式3)により行うものとし、メールにより担当あて提出する。なお、メール本文には、担当窓口の部署、氏名、電話、FAX 番号、メールアドレス等を記載すること。

※電話又は窓口での口頭による質疑は不可。

(2) 受付窓口：江東区こども未来部保育課入園係あてメールにて

E-mail：2702030@city.koto.lg.jp

(3) 回答方法：質問に対する回答は、令和4年12月23日(金)までに、江東区HP上に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

### 1.1 契約候補事業者の決定

第一次審査及び第二次審査の得点の合計点数の最も高い参加者を、契約候補事業者として選定し、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、予算額の範囲内で契約を締結するものとする。協議の過程において、提案書の内容が一部変更となる場合がある。

また、契約候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合、参加資格を満たさなくなった場合、又は不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の参加事業者と契約締結の交渉を行う。

### 1.2 選定結果の公表

契約締結後速やかに、下記項目を区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

(1) 契約候補事業者の名称、得点および選定理由

(2) (1) 以外の参加事業者の名称及び得点

※(1) 以外の参加事業者の名称は、ABC表記とし、得点順に表記する。

※参加事業者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

### 1.3 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。

(3) すべての提出書類は提出期限後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法

(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

- (7) 提出された資料の返送はしない。
- (8) プロポーザルの内容は、情報開示の対象となる場合がある。
- (9) 本業務の実施及び予算額については、令和5年第1回区議会定例会における令和5年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる場合がある。

#### 14 担当

担 当：江東区こども未来部保育課入園係（大谷・大高・富樫）

住 所：〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

電 話：03-3647-4934（直通）

E-mail：2702030@city.koto.lg.jp